

# 災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 香川県丸亀市と岡山県総社市と認定特定非営利活動法人アムダ（以下「三者」という。）とは、将来の災害に備えた対策の充実・強化を推進するとともに、丸亀市、総社市の一方の市に災害が発生した場合には相互に応援し、また周辺地域に災害が発生し、被災した自治体が独自では十分な応急措置等が実施できない場合には、三者の連携協力により迅速かつ円滑に応急措置等を遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援、救助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 周辺地域が被災した場合における広域応援拠点本部の設置及び施設等の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条に定める連絡責任者を通じて、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができることとし、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資器材等の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員等の職種別人員
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した側が必要とする事項

2 周辺地域が被災した場合は、三者で協議するものとする。

(緊急応援)

第4条 応援をする側（応援をする市及びアムダ。以下「応援市等」という。）は、事態が緊急を要すると判断したときは、前条に規定する応援要請の有無にかかわらず、必要な応援措置を行うものとする。

(指揮権)

第5条 応援市等の職員等は、被災市町村等の首長の指揮下に入り、行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、法令その他に特段の定めがある場合のほか、被災市町村等の負担とし、その額については双方で協議して決定する。

2 被災市町村等が、経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請があった場合は、応援市等が一時立替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第3条に規定する応援手続が確実かつ円滑に行われるよう、三者において、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、三者がその都度協議の上、決定するものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定締結の証として、本協定書3通を作成し、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

香川県丸亀市大手町二丁目3番1号  
丸亀市長

梶 正治



岡山県総社市中央一丁目1番1号  
総社市長

尾田 裕一



岡山県岡山市北区伊福町三丁目31番1号  
アムダグループ代表

菅波 茂



立会人 丸亀市議会議員

高木 新仁



総社市議会議員

劔持 堅吾

